

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

企業石浄 第 213 号

令和 6 年 6 月 27 日

沖縄県知事 殿



提出者

住 所 沖縄県うるま市石川東恩納崎 1 番地

氏 名 沖縄県企業局石川浄水管理事務所

所 長 新垣 善人

電話番号 098-964-3257

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	沖縄県企業局 石川浄水場
事業場の所在地	沖縄県うるま市石川東恩納崎 1 番地
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

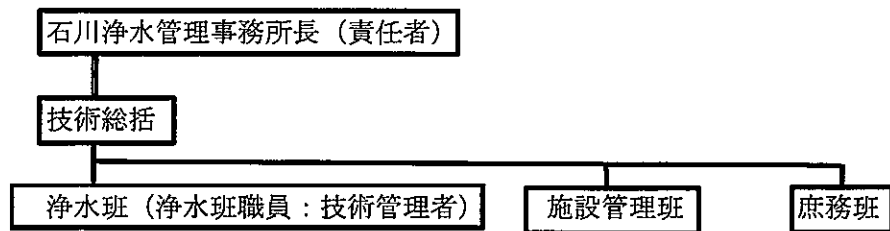
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	3611 : 上水道業
② 事業の規模	165,600 m3/日(施設能力)
③ 従業員数	46人(正職員 22人、再任用職員 1人、臨時職員等 4人、委託業者 19人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	沈澱池 (汚泥発生) → 排泥池 → 濃縮槽 (濃縮) → 脱水機 (脱水) → 搬出 → 処分

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	25,483 t	t
	（これまでに実施した取組） 凝集剤の注入量の最適化。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	25,500 t	t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥搬出量は水源の水質に影響を受けるため計画的に抑制することは難しい。よって、前年度と同量程度が見込まれる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥のみの排出であるため分別できない。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥のみの排出であるため分別できない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 発生する廃棄物は場内中間処理後処分しており、自ら再生処理を行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 発生する廃棄物は場内中間処理後処分しており、自ら再生処理は行わない予定である。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	23,735.3 t	t
	（これまでに実施した取組） 脱水設備で減量を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	23,800 t	t
	（今後実施する予定の取組） 脱水設備の適正管理と凝集剤の最適化により発生量の削減を図る。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋め立て及び海洋投入を行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋め立て及び海洋投入を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1,747.7 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 令和3年度より、廃棄物は場内で中間処理後、産業廃棄物として処分している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1,700 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 浄水場発生土については、令和2年度まで有償で売却していたが、売却が困難となったことから、令和3年度より産業廃棄物としての処分に変更した。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。